

# 身体拘束等適正化のための指針（障害・介護共通）

対象事業所：

総合あんしんセンター

指定訪問介護事業所ヘルパーステーション

高知市障害者福祉センター

指定就労継続支援B型事業所きずな

高知市南部健康福祉センター

南部障害者福祉センター指定生活介護事業所

南部障害者福祉センター指定共生型通所介護事業所

南部障害者福祉センター特定相談支援事業所「しゃきょう」

高知市土佐山健康福祉センター

指定通所介護事業所土佐山デイサービスセンター

指定地域密着型通所介護事業所土佐山デイサービスセンター

土佐山居宅介護支援事業所

高知市春野あじさい会館

介護センターあじさい会館指定訪問介護事業所

介護センターあじさい会館通所介護事業所

介護センターあじさい会館居宅介護支援事業所

社会福祉法人高知市社会福祉協議会

令和6年3月作成

## 身体拘束等適正化のための指針（障害・介護共通）

### 1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

### 2 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

#### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束等の廃止に努める観点から「身体拘束適正化検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、3月に1回以上開催し、次のことを協議する。

- ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること。
- ③ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ④ 身体拘束等が発生した場合、適切な手続き・方法で行われているかを確認し、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

(2) 委員会の委員長は在宅生活応援課長とする。委員の選任については、在宅サービス定例会委員（当該事業所の管理者及び所長等）、その他委員長が指名した者とする

(3) 委員会は虐待防止委員会と一体的に行う場合があります。

### 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年2回以上実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

### 4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとする。

### 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない（「切迫性」「非代替性」「一時性」の要

件に該当する) 場合、利用者本人・家族に十分に説明し了承を得ることとする。また、身体拘束等を行った場合には、心身の状況ややむを得なかった理由等を記録する。

#### 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示・ウェブサイト上に掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

#### 附則

1 この指針は令和6年4月1日から施行する。